

里庄町産後ケア事業

R3年4月から、対象者の範囲が広がります！



産後ケア事業とは・・・

産後に体の不調や育児不安がある方が、町が委託した助産院で、専門的なアドバイスや育児指導を受けたり、休養を取ったりすることができるサービスです。

里庄町では、「産後ケア」の利用料金の一部を助成しています。

★主な変更内容

対象者	
従来	R3年4月以降
産後6か月未満の母子が対象 (宿泊型と日帰り型は産後1か月未満)	産後1年未満 の母子が対象

利用できる方

里庄町に住民票がある産後1年未満のお母さんとお子さんで、下記に該当する方

- ・医療行為を必要としない
- ・産後に心身の不調がある 又は 育児に不安を感じている

産後ケアの内容

- ・からだのサポート：お母さんの健康管理や授乳指導（乳房ケア）
- ・こころのサポート：お母さんの心の休養、生活面への指導
- ・育児のサポート：授乳・沐浴方法、発育のチェックや育児相談等



助成金額(上限額)等

	宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳相談
町からの助成額	15,000円	7,000円	初回 4,000円 2回目以降 2,000円
利用上限	7泊8日まで (1泊1単位)	7日間まで (1日1単位)	7回まで (1回1単位)
	併用して、 7単位 まで利用可能です。		
利用期間	産後1年未満		

※自己負担額：サービス利用料金から助成額を差し引いた金額。

利用方法

- ①希望する助産院（町の委託施設に限る）に連絡し、利用日を仮予約する。
- ②健康福祉課に申請書を提出し、利用券の交付を受ける。（母子手帳が必要）
- ③助産院に利用券を提示し、利用を開始する。

注意事項

R3年4月1日以降に申請された方が対象になります。R2年度まで利用していた方が、再度利用したい場合やその他ご不明な点がございましたら、健康福祉課までお問合せください。



<申請窓口・お問合せ先>

里庄町役場健康福祉課（健康福祉センター） ☎64-7211